

助け合う地域づくりに

あなたの**力**が必要です!!

地元のために働いてみませんか？

現在募集中

◎ 清 掃

公衆トイレ清掃作業  
毎日 時間は自由

◎ 除 草 作 業

草刈り作業（講習会受講者）  
草取り作業・除草剤散  
布作業

◎ 受付・清掃等作業

チケット回収・トイレ掃除・  
ゴミ拾い等作業  
毎週月曜 9時～12時

一般社団法人 板倉町シルバー人材センター

電話：82-3952 ， 住所：板倉3411-1437

～～板倉町在住（60歳以上）の方をお待ちしております～～

会員数 163名（男性95名、女性68名） 3/11現在

# 「新しい契約方式(包括的契約)」へ移行について

ご利用いただくお客様各位

日頃よりシルバー人材センターをご利用いただき、ありがとうございます。

令和6年11月より「フリーランス新法」が施行され、厚生労働省から全国シルバー人材センターに向け、その法の趣旨に則った新たな契約指針が示されました。

この指針を受け、当センターでは令和8年4月より、新しい契約方法(包括的契約)に移行いたします。

移行に伴う現況契約の変更点は、下記の通りとなりますが、お手続きや会員の働き方については何も変わりませんので、ご理解頂きたくお願い致します。

シルバー人材センターを利用される発注者の皆さまへ

フリーランス法の制定を踏まえて

## シルバー人材センターの契約関係を見直します

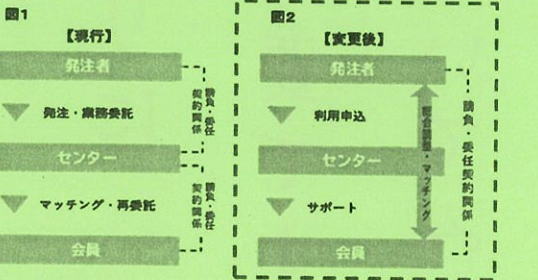
令和6年11月1日に、「フリーランス法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)が施行されました。この法律の趣旨を踏まえ、シルバー人材センターの会員に業務委託する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターを通じて会員が就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、発注者と会員との間に直接関係が生じる構造となっておりません。

このため、フリーランスに位置づけられる会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

シルバー人材センターを利用される発注者の皆さまにおかれましては、令和8年4月1日からの契約方法の変更についてご理解をお願いいたします。

### ■見直しのイメージ



### ※フリーランス法とは?

個人が事業者(特定受託事業者、いわゆるフリーランス、「シルバーの会員」も該当)として受託した業務に安定的に従事することができるとする環境を整備するため、特定受託事業者と業務委託をする事業者(特定業務委託事業者、いわゆる発注者)に対して、給付の内容(いわゆる報酬)その他の事項の明示が義務付けられています。

公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会  
一般社団法人 板倉町シルバー人材センター

## 契約方法の見直しによる現行との変更点

現行では、発注者はシルバー人材センターに対し、業務一式を業務委託契約していましたが、今後は以下の①と②の内訳で発注することになります。

- ①シルバー人材センターに対するマッチングや調整等の業務委託(シルバー人材センター利用契約)
- ②会員業務委託契約(依頼する仕事)

なお、契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらずサービスを提供しますので、発注者の皆さまは、これまでどおり、安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願いいたします。

### ■発注依頼から業務終了までの主な流れ

	変更後
発注の準備	現行と変更ありません。 (センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。)
【新】センター利用契約の締結	手続きは現行と変更ありません。 なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うこととなります。
【新】会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。 会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】業務委託料の請求	新たな内容となりますが、業務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
【新】連絡請求書の発行	センター分の業務委託料に係る連絡請求書は発行します。 会員分の業務委託料に係る連絡請求書は原則発行できません。 ※3番参照

## 料金の一部について消費税の課税関係が変わります

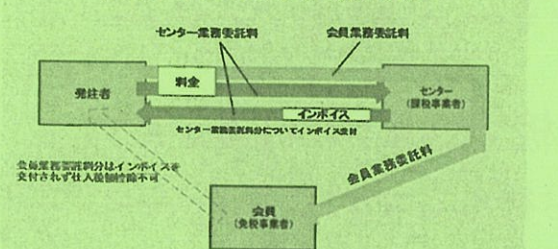
シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料(会員が手にする報酬)」「センター業務委託料(事務費)」の2つで構成されています。このうち、「会員業務委託料」については、※新たな契約方法では、センターを経由するもの、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは、「センター業務委託料」の分については消費税に係る連絡請求書(インボイス)を交付しますが、※「会員業務委託料」の分については交付することができません。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載いたしますのでご留意ください。

- ① 連絡請求書分・・・センター業務委託料
- ② 非連絡請求書分・・・会員業務委託料

## 料金に係る消費税の課税関係



※発注者が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直し時であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

- 1個人や家庭など事業者ではない者: 消費税申告納税対象外(納税義務対象外)
- 2簡易課税制度を選択している事業者: 消費税納税額計算においてインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
- 3官公庁などの一般会計による事業: みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い

## 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化法)の概要

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者と業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

- ### 趣旨
- ### 概要
1. 対象となる当事者・取引の定義
    - (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。
    - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
    - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
    - (4) 「特定受託業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。
    - (5) 「従業員」とは、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。
  2. 特定受託事業者に係る取引の適正化
    - (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。
    - (2) 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
    - (3) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)
    - (4) 特定受託事業者の業務委託(法令で定める期間以上のもの)に關し、①～③の行為をしてはならないものとし、④、⑤の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
      - ① 特定受託事業者の業務の遂行に支障を及ぼすこと
      - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく業務を中止すること
      - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返還を行うこと
      - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
      - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
    - (5) 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
    - (6) 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること
  3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備
    - (1) 広告等により募集情報を提供するとき、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に準たなければならぬものとする。
    - (2) 特定受託事業者が育児介護等と関連して業務委託(法令で定める期間以上のもの、以下「無断の業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
    - (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等の必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
    - (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。
  4. 違反した場合等の対応
    - (1) 広告等により募集情報を提供するとき、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に準たなければならぬものとする。
    - (2) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等の必要な体制整備等の措置を講ずるものとする。
    - (3) 虚偽の表示及びハラスメント行為等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。
  5. 国が行う相談対応等の取組
    - (1) 広告等により募集情報を提供するとき、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に準たなければならぬものとする。
    - (2) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等の必要な体制整備等の措置を講ずるものとする。
- 施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日